

18 薬事衛生対策

〔現況及び施策の状況〕

1 医薬品、医療機器等の安全性確保対策

医薬品、医療機器等は、医療に不可欠なものである反面、副作用もあるため、その品質、有効性及び安全性の確保が非常に重要である。

県民が安全な医薬品、医療機器等を安心して使用できるように、関係施設等に対する監視指導の徹底を図るとともに、医薬品の適正使用の推進、緊急医薬品の確保及び在宅医療の推進などに努める。

2 新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザ発生時に備え、平成 18 年度から抗インフルエンザウイルス薬を備蓄している。抗インフルエンザ薬の備蓄については、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」において、全り患者（被害想定において全人口の 25% がり患すると想定）の治療その他の医療対応に必要な量が目標とされ、これに基づき国と各都道府県の備蓄目標が設定されている。本県においても、国から示された都道府県別の備蓄薬及び備蓄量を目標として備蓄を進める。

3 薬物乱用防止対策

覚醒剤等の薬物の乱用は、暴力団関係者のみならず、一般県民にまで広がっており、特に大麻の乱用が若者を中心に増加が懸念されるなど、深刻な社会問題となっているため、関係機関と連携して啓発活動や薬物依存者等の相談業務などに取り組む。

4 血液事業対策

輸血用血液製剤は国内自給で賄えるようになったが、血漿分画製剤は一部の製剤を除き未だに輸入に頼っている。また、少子化の進展による献血可能人口の減少を考えると、将来の献血を支える若年層への対策が、これまで以上に重要となっている。このため、若年層への献血思想の普及啓発や献血組織の育成強化など、献血者の確保対策に積極的に取り組むとともに、貴重な血液を大切に使うための適正使用の推進に努める。

5 温泉事業対策

現在、広島県内には 369 の源泉（令和 5 年 3 月 31 日現在）がある。近年、健康志向の高まりから温泉に対する需要が増大しており、温泉資源の保護と適正利用の推進に努める。

6 シックハウス対策

住宅の高気密化や化学物質を放散する建材・内装材の使用などにより、新築・改装後の住宅やビルにおいて、化学物質による室内空気汚染が原因とみられる様々な体調不良が居住者に生じている状態（シックハウス症候群）が報告されている。

症状が多様で、症状発生の仕組みをはじめ、未解明な部分も多く、また様々な複合要因が考えられることから、情報収集に努め、関係機関と連携して県民からの相談に応じるとともに、広報啓発を推進する。

7 新たな感染症の感染拡大防止にむけた医療資材の備蓄

令和6年度「新型インフルエンザ対策等行動計画」が改訂される予定であり、医療資材（ガウン、マスク等）についても、都道府県別の備蓄量目標が設定される。国から示された備蓄計画に基づき、医療資材の備蓄方法を決定の上、必要数を購入、備蓄する。

〔事業の内容〕

1 医薬品、医療機器等の安全性確保対策（予算額 36,214千円）

(1) 薬事等監視指導事業（予算額 4,605千円）

ア 医薬品、医療機器等の監視指導

薬局、医薬品販売業、医療機器販売業、再生医療等製品販売業及び医薬品等を業務上取り扱う施設の立入検査、収去検査を実施し、医薬品等の適正な管理、取扱い等を指導する。また、医薬品等製造販売業及び製造業の施設の立入検査、収去検査を実施し、医薬品等の有効性・安全性の確保に努める。（昭和35年度創設）

第1表 薬事監視指導状況

（単位 施設、件）

区 分	対 象 施 設 数	監 視 延 件 数
令 和 5 年 度	18,587	3,860
令 和 4 年 度	18,212	3,375
令 和 3 年 度	18,695	2,528

イ 無承認無許可医薬品等の監視指導

いわゆる健康食品について、容器包装やチラシ、パンフレット等の監視指導を行うとともに、試買検査を実施し、国及び他都道府県と連携して無承認無許可医薬品に該当するものを排除する。（昭和52年度創設）

また、平成19年から規制対象となった指定薬物についても、販売店等に対して監視指導を行っており、平成24年度には指定薬物が検出されたことから販売中止等の指示を行った。

今後も関係機関と連携して排除に努める。

第2表 無承認無許可医薬品の監視指導状況

（単位 件）

区 分	店 頭 等 調 査		
	監 視 件 数	不 適 正 数	違 反 件 数
令 和 5 年 度	1,830	0	0
令 和 4 年 度	6,120	0	0
令 和 3 年 度	2,520	1	0

ウ 毒物劇物の監視指導

毒物劇物の製造業、輸入業、販売業及び業務上取扱施設等の立入検査、収去検査を実施し、毒物劇物による危害の防止等安全確保に努める。（昭和25年度創設）

第3表 毒物劇物監視指導状況

（単位 施設、件）

区 分	対 象 施 設 数	監 視 延 件 数
令 和 5 年 度	1,789	732
令 和 4 年 度	1,879	1,298
令 和 3 年 度	1,742	723

エ 農薬の危害防止

6月1日から8月31日までを農薬危害防止運動月間とし、農林水産局と連携して広報活動、講習会、立入検査及び現地講習を実施し、農薬に対する正しい知識を普及して、農薬による危害を防止する。(昭和44年度創設)

第4表 農薬による事故発生状況

(単位 件)

区 分	自 殺	事 故	自殺未遂	そ の 他	計
令和5年度	0	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0	0

オ 家庭用品の監視指導

規制対象家庭用品の試買検査を実施し、不良製品の排除に努める。(昭和45年度創設)

(2) 薬事等許可登録事務事業 (予算額 21,029千円)

薬務課及び各保健所・支所において医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法等に基づく許可及び登録等を行う。(昭和35年度創設)

一般用医薬品の販売制度の改正に伴う登録販売者試験を行うとともに、その合格者の登録を行う。(平成20年度創設)

(3) 医薬品の適正使用推進事業 (予算額 356千円)

ア 薬事関係の啓発

県民に対し、薬の正しい知識の普及を図るため、(公社)広島県薬剤師会が「くすりと健康の週間」の行事の一環として行う「くすりと健康の相談窓口事業」に対し助成する。また、同会が地域の保健衛生の向上を図るための制度として設けている、薬事衛生指導員の資質向上と育成に努める研修会活動に助成する。(昭和48年度創設)

イ 医薬品の適正使用の推進

医薬品の適正使用を普及、推進するため、「かかりつけ薬局」の機能を活用し、県民が安心して医薬品等を使用できる体制を構築するため、広島県地域保健対策協議会において、医薬品の適正使用について検討する。(平成14年度創設)

ウ 適正な医薬分業の推進

近年の医薬分業の進展など薬局を取り巻く環境の変化をふまえ、薬局の地域住民に信頼される「かかりつけ薬局」としての機能を充実するため、平成29年度に改訂した「広島県薬局業務運営ガイドライン」に基づいた指導を行い、良質な医療の提供に寄与する。(平成6年度創設)

(4) 薬剤師の在宅チーム医療連携事業 (予算額 4,754千円)

地域包括ケアシステムの深化を図るため、地域医療介護総合確保基金を活用し、在宅医療を担う薬剤師の更なる資質向上を図る。(令和3年度創設)

(5) 薬局機能情報提供事業 (予算額 1,400千円)

薬局から報告を受けた薬局機能情報を県ホームページで公表し、県民・患者による薬局の適切な選択を支援する。令和6年度の全国統一システムへの移行に向け準備を行う。(平成19年度創設)

- (6) 予防医材需給調整事業（予算額 2,922千円）
医療機関に対して感染症の予防に必要なワクチン及び緊急時用の治療血清等の円滑な供給を行う。
また、そのための需給量調査を行う。（昭和53年度創設）
- (7) 毒物中毒治療薬備蓄事業（予算額 1,148千円）
毒物中毒患者発生時に、速やかに治療薬を医療機関に供給する。（平成10年度創設）

2 医薬品等関連産業の活性化対策（予算額 4,910千円）

- (1) 医薬品等関連産業活性化対策推進事業（予算額 4,621千円）
医薬品等関連産業の育成振興のため、各種事業を行う。

第5表 医薬品等製造販売（製造）業者施設数（令和5年度末）

（単位 施設）

実 態 \ 業 種	製造販売業	製造業	計
医 薬 品	10	27	37
医 薬 部 外 品	10	16	26
化 粧 品	34	38	72
医療機器（医療機器修理業）	31 (215)	64	95 (215)
体外診断用医薬品	1	1	2
計	87 (210)	142	229 (210)

ア 薬事指導機能の強化

県内医薬品等製造販売（製造）業者を対象として、保健環境センターの協力を得てバリデーション適合性等の实地指導を実施するとともに、全国薬事指導協議会へ参画する。（昭和39年度創設）

第6表 实地指導実施状況（令和5年度）

実 施 回 数	調 査 品 目 数	対 象 施 設
0 回	0 品目	0 施設

（注）实地指導：医薬品の製造管理及び品質管理等の方法が適正である旨の検証の正確性に関する指導

イ 講演会、講習会の開催

医薬品等製造販売（製造）業者を対象に、最新かつ適正な薬事情報を提供するため、講習会を開催する。（昭和61年度創設）

第7表 講習会の開催状況（令和5年度）

開 催 回 数	対 象 者	参 加 者 数
1	医薬品等製造販売・製造業者	85

※Web（オンデマンド方式）で実施

- (2) 薬事経済調査事業（予算額 289 千円）
医薬品等の適正な生産と健全で円滑な流通を確保するため、厚生労働省の委託を受け、各種調査を実施する。（昭和55年度創設）
- ア 医薬品価格信頼性調査（他計調査）
薬価本調査及び経時変動調査の信頼性を確保するため、医薬品を販売している卸売販売業者に対して、実勢価格及び取引数等を調査する。

第8表 医薬品価格信頼性調査の状況

(単位 件)

区 分	調 査 対 象	調 査 品 目 数
令和5年度	2	400

イ 医薬品価格調査客体精密化調査

医療用医薬品価格調査の調査客体を的確に把握するため、事業所名称、所在地、電話番号等を調査する。

第9表 医薬品価格調査客体精密化調査の状況

(単位 件)

区 分	調 査 客 体
令和5年度	184
令和4年度	190

ウ 材料価格・再生医療等製品経時変動調査（他計調査）

市場の実勢価格を的確に材料価格基準に反映させるために、特定保険材料・再生医療等製品の販売業者を対象とし、市場価格の変動を調査する。

第10表 材料価格・再生医療等製品経時変動調査の状況

(単位 件)

区 分	調 査 対 象	調 査 品 目 数
令和5年度	3	4

エ 材料価格・再生医療等製品調査客体精密化調査

材料価格本調査の調査客体を的確に把握するため、事業所名称、所在地、電話番号等を調査する。

第11表 材料価格・再生医療等製品調査客体精密化調査の状況

(単位 件)

区 分	調 査 客 体	
	医科向販売業者	歯科向販売業者
令和5年度	275	19
令和4年度	221	18

3 新型インフルエンザ対策（予算額 181,850千円）

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄（予算額 181,850千円）

新型インフルエンザ発生時に備え、国の備蓄方針に基づき、本県においても当該薬を行政備蓄している。

令和4年7月に示された国の備蓄方針（タミフル11.32万人分、タミフルドライシロップ6.54万人分、リレンザ2.65万人分、ラピアクタ1.01万人分、イナビル14.14万人分、ゾフルーザ3.19万人分）に基づき、既存の備蓄薬の使用期限切れになる時期を勘案しながら順次切り換えを進める。

第12表 抗インフルエンザウイルス薬備蓄状況（年度末数量）

（単位 万人分）

区分	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度 (予定)
タミフル	30.1	15.0	15.0	10.55	10.55	10.55	10.55	10.55
タミフルドライシロップ	1.23	2.98	5.08	5.08	5.08	5.08	5.08	6.54
リレンザ	12.0	10.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	2.65
イナビル	0	3.5	6.88	12.33	12.5	12.5	12.5	13.96
ラピアクタ	2.13	2.13	2.13	2.13	1.96	1.96	1.96	1.96
ゾフルーザ						0	0	3.19
計	45.46	50.71	39.09	39.09	39.09	39.09	39.09	38.85

4 薬物乱用防止対策（予算額 11,135 千円）

(1) 麻薬覚醒剤等監視指導事業（予算額 5,517千円）

ア 麻薬取扱者への監視指導

家庭麻薬製造業者、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬診療施設等に対する監視指導を行い、医療用麻薬の適正な保管・管理等の徹底を図る。（昭和28年度創設）

第13表 麻薬取扱者監視指導状況

（単位 施設、件）

区 分	対 象 施 設 数	監視指導延件数
令和 5 年度	3,039	1,209
令和 4 年度	3,054	1,107
令和 3 年度	3,064	885

イ 向精神薬取扱者への監視指導

向精神薬卸売業者、向精神薬試験研究施設、医療機関、薬局等に対する監視指導を行い、向精神薬の保管・管理等の徹底を図る。（平成2年度創設）

第14表 向精神薬取扱者監視指導状況

（単位 施設、件）

区 分	対 象 施 設 数	監視指導延件数
令和 5 年度	6,563	1,206
令和 4 年度	6,647	1,136
令和 3 年度	6,689	853

ウ 覚醒剤等取扱者への監視指導

覚醒剤等取扱者への監視指導を行い、覚醒剤等の適正な保管・管理等の徹底を図る。（昭和26年度創設）

第15表 覚醒剤等取扱者監視指導状況

（単位 施設、件）

区 分	対 象 施 設 数	監視指導延件数
令和 5 年度	6,267	931
令和 4 年度	6,337	840
令和 3 年度	6,367	698

エ 薬物中毒者等に対する指導

麻薬中毒者の早期発見と精神保健指定医による診療及び措置入院等、中毒者の医療保護に努める。

また、広島刑務所における薬物事犯による受刑者に対して、薬物精神衛生講座を実施し、再犯防止に努める。（昭和38年度創設）

オ 不正大麻・けし及び自生けし撲滅運動の実施

大麻及び麻薬成分を含むけしは一般に栽培が禁止されており、不正栽培防止の徹底を図る。特に、鑑賞を目的としたけしの不正栽培を撲滅するため、開花期に合わせて栽培防止に努めるとともに、自生けしの撲滅にも努める。(昭和35年度創設)

〔 不正大麻・けし撲滅運動 令和6年4月1日から6月30日まで 〕

第16表 けし・大麻除去状況

(単位 本)

区 分	不正けし	不正大麻	自生けし	自生大麻
令和5年度	0	0	26,235	0
令和4年度	0	0	45,206	0
令和3年度	0	0	27,128	0

カ 薬物乱用対策推進本部の設置・運営

薬物乱用対策を効果的、効率的に推進するため、県内の関係機関・団体(21機関・2団体)で構成する広島県薬物乱用対策推進本部を設置し、総合的、一体的な広報啓発活動、取締活動等を行う。(昭和28年度創設)

(2) 覚醒剤等薬物乱用防止対策事業(予算額 5,618千円)

ア 薬物乱用防止広報強化等の月間の実施

次の期間を啓発月間等と定め、この期間に各種啓発事業を実施し、薬物乱用による弊害の恐ろしさを広く訴える。(昭和28年度創設)

第17表 啓発月間等の期間

区 分	期 間
「ダメ。ゼッタイ。」普及運動	令和6年6月20日から7月19日まで
麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動	令和6年10月1日から11月30日まで

- ・啓発用ポスターの掲示
薬物乱用防止を訴えるポスターを掲示し、啓発に努める。
- ・懸垂幕の掲示
関係機関の庁舎に懸垂幕を掲示し、薬物乱用防止を訴える。
- ・ラジオ等の広報媒体を利用した啓発活動
ラジオ等を利用して、薬物乱用の弊害を広く訴える。
- ・キャンペーン
ポスターの掲示、リーフレットの配架を行うとともに、「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金に協力する。
令和5年度626ヤング街頭キャンペーンは、雨天中止となった2地区を除く7地区で実施。
- ・注射器販売業者等に対する指導
注射器販売業者に対して、注射器等の適正な保管管理を指導する。

イ 保護者対象薬物乱用防止教室の開催

中学生の保護者を対象とした薬物乱用防止教室を開催し、家庭における薬物乱用防止機能の強化を図る。(平成14年度創設)

ウ 啓発用資料の作成・配布及び啓発用視聴覚教材の整備・貸出

県内の中学生、高校生等から募集した図案を採用してポスター、チラシを作成し、配布するとともに、ビデオ等を整備し、県民に貸出しを行う等広く啓発に努める。(昭和62年度創設)

エ 薬物専門講師の養成

地域、学校、家庭における薬物乱用防止教育啓発事業の質的向上を図るため、薬物乱用防止指導員、学校薬剤師等から薬物専門講師を養成する。(平成11年度創設)

令和5年度専門講師講習会は開催していない。

オ 薬物乱用防止指導員の配置

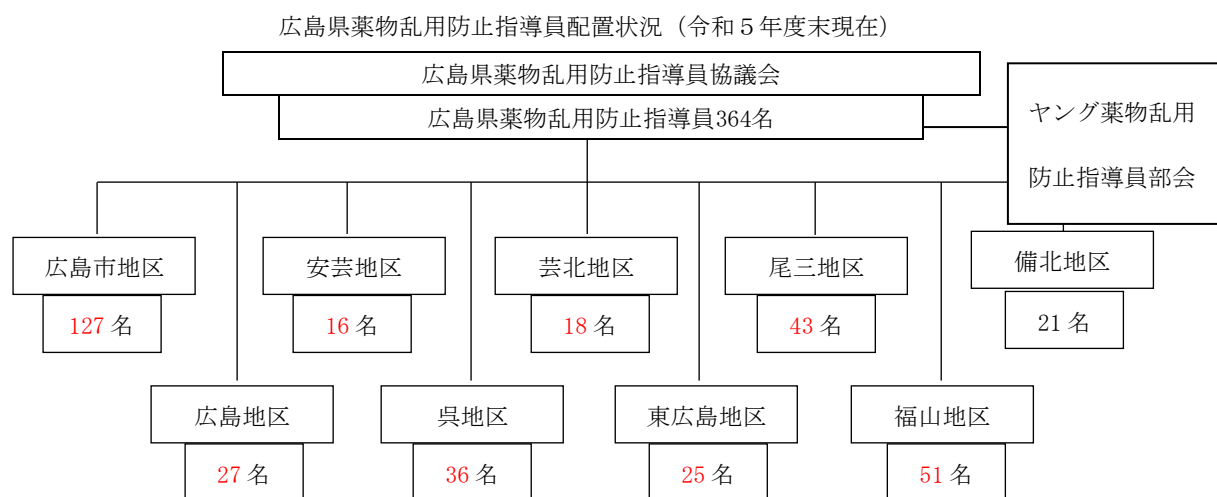
地域で保健衛生や健全な社会環境づくりを推進するため、薬物乱用防止に熱意と理解のある県民に広島県薬物乱用防止指導員を委嘱し、地域に根差した啓発活動の展開を図る。

また、平成元年度に県内5地区に協議会を設置し、その後4地区を加え、地域の実情に応じた啓発活動を展開してきた。

なお、平成11年度から指導員の活動に相談指導を加え、薬物乱用者及びその家族に対する相談指導の充実強化を図っている。(昭和62年度創設)

カ ヤング薬物乱用防止指導員の委嘱

大学からの推薦に基づき、要件を満たす学生をヤング指導員として委嘱し、ライオンズクラブ及び広島県薬物乱用防止指導員と連携し、薬物乱用防止教室の開催をはじめとした種々の薬物乱用防止啓発活動を行う。(平成29年度創設)



キ 薬物依存者等再乱用防止

(ア) 県立総合精神保健福祉センター等における薬物相談

県立総合精神保健福祉センター等において、薬物依存者及びその家族に対する相談指導等を実施する。(平成11年度創設)

・薬物相談事業推進連絡会議の設置

相談窓口を有する関係機関による、相談・指導業務のネットワーク化を図る。(平成11年度創設)

・家族教室の開催

薬物依存者の家族に対して、薬物依存・中毒に対する正しい知識を普及するとともに、依存者の回復を支援するための基本的・具体的な対応方法について指導する。(平成12年度創設)

・個別相談窓口の設置

薬物依存者及びその家族に対し、精神科医等の専門家による継続的な個別指導を行う。(平成11年度創設)

・再乱用防止対策

薬物乱用経験者に対し、再乱用防止プログラムを実施する。(平成21年度創設)

(イ) 保健所等における薬物相談

県保健所・支所に覚醒剤等相談窓口を設置し、地域住民からの薬物乱用に関する相談に応じ、正しい知識の普及に努める。(昭和63年度創設)

なお、広島市、呉市、福山市保健所にも同様に相談窓口が設置されている。

(ウ) 薬物依存症専門医療機関等の選定

薬物依存症に関する治療を行う専門医療機関及び治療機関となる医療機関を選定し、依存症患者が地域で適切な医療を受けられるようにする。(平成29年度創設)

5 血液事業対策（予算額 6,139千円）

(1) 献血思想普及啓発事業（予算額 6,110千円）

各種事業を展開し、医療に必要な血液の確保に努める。(昭和40年度創設)

第18表 保健所（支所）及び政令市等献血実績

(単位 人)

区分	年度別実績		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	保健所・保健所支所				
移動血 献	西部		2,785	3,017	3,157
	西部 広島 支所		5,700	4,892	4,869
	西部 呉 支所		756	810	714
	西部 東		6,153	6,134	5,813
	東部		3,880	3,854	4,266
	東部 福山 支所		679	731	769
	北部		1,044	1,109	1,070
	広島市		25,406	25,550	25,805
	呉市		5,212	4,939	5,008
	福山市		6,857	6,393	6,366
	計		58,472	57,429	57,837
献血 ルーム	本通出張所（献血ルーム「もみじ」）		31,546	30,199	30,343
	紙屋町出張所（献血ルーム「ピース」）		31,567	30,167	29,429
	計		63,113	60,366	59,772
合 計			121,585	117,795	117,609

ア 広島県献血推進功労者等表彰伝達式の開催

毎年7月の「愛の血液助け合い運動」と1月及び2月の「はたちの献血」キャンペーンに呼応して、市町等の協力を得て、ポスター、チラシ等の作成・配布や県ホームページ、SNSを含むインターネット等の各広報媒体を効果的に活用し、献血や血液製剤に関する理解と協力を呼びかける。

また、「愛の血液助け合い運動」の一環として、県、日本赤十字社広島県支部及び広島県赤十字血液センターが共催し、献血功労者及び献血推進ポスター入賞者の表彰を行うなど献血意識の高揚に努める。(昭和47年度創設)

イ 広島県献血推進審議会の開催

昭和39年8月の閣議決定に基づき、昭和40年2月に献血推進協議会が設置された。平成26年4月1日からは県の附属機関設置条例に基づいた献血推進審議会として、翌年度の広島県献血推進計画の策定等を協議する。

ウ 献血推進担当者会議の開催

市町等の献血推進担当者を対象に会議を開催し、移動献血計画の策定及び関係団体との意見交換を積極的に行い、地域における献血推進運動の活性化を図る。(昭和61年度創設)

エ 若年層への普及啓発

若年層への普及啓発の一環として、献血への理解を促す啓発資材を作成し、教育委員会等と連携して県内の高校3年生に配付する。

また、献血の正しい知識の普及啓発を図るため、血液センター開催の「献血セミナー」への協力について依頼するとともに、献血への関心を高めるため県内の中学校・高等学校及び特別支援学校(中学部・高等部)の生徒を対象に、献血推進ポスターの図案を募集する。(平成12年度創設)

オ 複数回献血の推進

献血者に対して次の献血を促す啓発資材の作成及び配布等を通じて、採血業者による複数回献血への呼びかけ等に協力する。

カ 献血推進組織の活動支援

各市町献血推進協議会と協力して、県内各地で開催されている行事と連動した献血のイベントを啓発資材の提供等を通じて支援するとともに、参加団体の拡大に向けた取組に協力する。

(2) 血液製剤使用適正化事業(予算額 29千円)

昭和61年度から行っているこの事業を発展させ、平成23年度から医療関係者、医療関係団体及び学識経験者からなる県合同輸血療法委員会を設置し、医療機関における輸血療法委員会相互の情報交換を図り県内輸血医療の標準化に取り組む。(昭和61年度創設)

6 温泉事業対策(予算額 340千円)

(1) 温泉指導事業(予算額 340千円)

ア 温泉掘削等許可・監視指導

温泉の保護及びその利用の適正を図るため、掘削等の許可を行うとともに、監視指導を行う。
(昭和23年度創設)

第19表 温泉掘削等許可・監視指導状況

(単位 施設、件)

区 分			令和3年度	令和4年度	令和5年度
源泉	総	数	368	373	337
	許可数	掘削	1	5	—
		増掘	—	—	—
		動力装置	1	—	3
	立入	検査回数	5	5	3
利用施設	総	数	164	167	141
	利用	許可数	21	17	6
	立入	検査回数	81	63	87

イ 温泉分析機関の登録

温泉の分析機関の登録を行うとともに監視指導を行う。

令和5年度末現在の登録分析機関数は、2件である。(平成14年度創設)

7 シックハウス対策

(1) 保健所等におけるシックハウスに関する相談

県保健所・支所及び薬務課を窓口として、県民からのシックハウスに関する相談に応じ、健康被害の予防及び軽減を図る。(平成12年度創設)

(2) 広報啓発の推進

室内空気汚染による健康被害の予防及び軽減を図るため、県のホームページを活用し、広報啓発を推進する。(平成14年度創設)

第20表 相談受理件数

(単位 件)

区 分	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
相 談	12	4	5